

事件番号 平成17年(ワ)第141号
事件名 損害賠償等請求控訴事件
原告 水野 雅信 外2名
被告 日本たばこ産業株式会社 外3名

準 備 書 面 2

(求釈明)

2005年9月21日

横浜地方裁判所第5民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 片 山 律

弁護士 伊 佐 山 芳 郎

弁護士 山 口 紀 洋

弁護士 三 枝 基 行

弁護士 吉 岡 睦 子

弁護士 浅 野 晋

弁護士 谷 直 樹

弁護士 飯 田 正 剛

弁護士 木 本 三 郎

弁護士 薦 田 哲

弁護士 柳 原 富 士 子

弁護士 猿 谷 明

弁護士 田 中 清 治

弁護士 中 川 利 彦

弁護士 中 島 美 砂 子

弁護士 山 本 政 明

第1 求釈明

原告らは、平成17年6月29日付準備書面において、被告国に対して国が既に批准し、発効している「たばこ規制枠組み条約」に関連した詳細な釈明を求めたが、更に追加して、以下の釈明を求める。

- 1 上記条約は、第5条「一般的義務」をはじめとして、
第7条「たばこの需要を減少させるための価格に関する措置以外の措置」、
第8条「たばこの煙にさらされることからの保護」、
第9条「たばこ製品の含有物に関する規制」、
第10条「たばこ製品についての情報の開示に関する規制」、
第11条「たばこ製品の包装及びラベル」、
第12条「教育、情報の伝達、訓練及び啓発」、
第13条「たばこの広告、販売促進及び後援」、
第14条「たばこへの依存及びたばこの使用の中止についてのたばこの需要の減少に関する措置」、
第15条「たばこ製品の不法な取引」、
第16条「未成年者への及び未成年者による販売」、
第17条「経済的に実行可能な代替の活動に関する支援の提供」、
第19条「責任」、
第20条「研究、監視及び情報の交換」、
第21条「報告及び情報の交換」、
第22条「科学的、技術的及び法的な分野における協力並びに関連する専門知識の提供」、
第26条「資金」

の各条項において、締約国である被告国に対し、たばこの規制に関する様々な義務を課している。

そこで、上記条約の締結国である被告国は、その基本姿勢として、上記の締約国に課された義務の履行を含め、上記条約に規定された内容を誠実に履行する意思があるのかどうかを、まずは明らかにされたい。

- 2 上記条約第4条「基本原則」第5条は、「締約国が自国の管轄内で決定する責任に関する事項は、包括的なたばこの規制の重要な一部である」とし、第19条「責任」第1項は、「締約国は、たばこの規制のため、必要な場合には、刑事上及び民事上の責任（適当な場合には、賠償を含む）に対応するための立法上の措置をとること又は自国の既存の法律の適用を促進することを検討する。」と規定しているが、本条項につき、被告国は、具体的にいかなる形で

の「刑事上及び民事上の責任（適当な場合には、賠償を含む）に対応するための立法上の措置をとること又は自国の既存の法律の適用を促進すること」を検討しているのか。

3 同条約第3条「目的」は、「たばこの使用及びたばこの煙にさらされることの広がりを継続的かつ実質的に減少させるため、締約国が自国において並びに地域的及び国際的に実施するたばこの規制のための措置についての枠組みを提供することにより、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。」とされているが、他方で、前項記載のとおり、同条約は、刑事上及び民事上の責任（賠償を含む）追及について促進することをたばこ規制の重要な一部としている。

そこで、被告国は、既にたばこの消費及びたばこ煙への暴露により健康を破壊的に害された被害者について、本条約の保護の対象と考えているのかどうか、その認識を明らかにされたい。

また、仮に、過去のたばこの消費及びたばこ煙への暴露による被害者については上記条約の保護の対象外と考えている場合であっても、被告国は、上記条約締結国として、上記条約締結前に発生した、たばこの消費あるいは暴露により死亡、疾病及び障害を引き起こしてしまった者に対して、何らかの救済措置を検討しているか、明らかにされたい。

上記につき、それぞれ明らかにされたい。

以上